

会議（打合せ）報告書

会議(打合せ)の名称 又は議題	令和3年第1回 議会運営委員会		
報告者職氏名	主事補 小原 陽子		
日 時	令和3年1月12日(火) 午前10時11分	場 所	市役所本庁舎4階 大委員会室
出席者	出席者 血脇敏行委員長、柴田圭子副委員長、古澤由紀子委員、岩田典之委員、石井恵子委員、植村 博委員、中川勝敏委員、田中和八委員、秋谷公臣委員、長谷川議長、伊藤副議長		
欠席者	なし		
議会事務局	石井事務局長、萩原主査、小原		
【会議の概要】			
議題			
(1) 感染症対策にかかる12月議会対応の検証について			
(2) 議会運営委員会で検討する事項について			
(3) その他			
《決定事項等》			
(1) 感染症対策にかかる12月議会対応の検証について			
◎1月議会における対応			
○一般質問の取扱いについて			
・質問を行うかは各議員の判断に委ねる			
・自粛を望む意見があったことを申し添え報告する			
○一般質問の質問時間について →継続(40分)			
○議場での離席について →継続(離席可)			
○審議方式について →継続(委員会附託方式)			
○議案質疑について →継続(大綱・総括質疑通告一般質問初日〆切)			
○資料請求方法について →継続(委員会から請求)			
○水分補給について →継続(議場入口で可)			
○着席での発言			
従来どおり起立での発言に戻す			

午前 10時11分 開 会

○石井事務局長 会議に先立ちまして、血協委員長より一言ご挨拶をお願いいたします。
○血協委員長 皆さん、改めておはようございます。令和3年第1回議会運営委員会ということで、ご参集いただいたところでございます。先般、新型コロナウイルス対策の緊急事態宣言が発令されて、白井市議会においても、これからウィズコロナで議会運営をしていくしかないのかなと考えているところです。今年1年、皆様に議会運営についてご理解、ご協力をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

本日議題になっておるのが、その他というものを含めて、3項目ございます。間もなく第1回定例会が始まりますので、その定例会に向けた部分等を含めて、この後ご協議をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○石井事務局長 ありがとうございます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては血協委員長をお願いいたします。

○血協委員長 ただいまの出席は9名でございます。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。これより令和3年第1回議会運営委員会を開会いたします。

本日の議題はお手元に配付の議題のとおりでございます。

はじめに、議題1 感染症対策にかかる12月議会対応の検証についてを議題といたします。

12月議会の検証という部分があるんですが、実は、今月の19日に第1回定例会の一般質問の通告書の発送というものが控えてございますので、一般質問の取扱いについて、今皆様のお手元に「新型コロナウイルス感染症対策に関わる6・9・12月議会対応の検証について」ということでA3のものが配付されていますが、1番、2番、3番の部分については、今日しっかりと第1回に向けて結論を出したいと考えてございますので、まずはじめに、一般質問の取扱いについて、検証を含めてご協議いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

一つずつ行きましょうか。一般質問の取扱いということで、6月議会は自粛することが望ましいというような。9月議会については、特に自粛には言及しないと。12月議会も言及しないということで進めてまいったところです。この3月議会、これについてまず皆様のご意見をお願いしたいと思います。

○岩田委員 3月議会も、9、12月議会同様に一般質問を行うということでいいと思いますけれども。

○古澤委員 9、12月議会が終わった後は、これでまあやっつけていけるかなと思いましたが、今回は、9、12月議会と違いまして、緊急事態宣言が発令されているもどで行うというわけですね。実際の感染者も以前に比べるべくもないほど増えていますので、6月議会の3人の方の一般質問をお聞きしましたが、私としては、内容が良いとか悪いとかではなく、緊急性があったかなというところで、なかったのではないかと思います。

す。

ですから、議員の権利とか色々ありますけれども、今はまず第一に、時短とか、接触を減らすとかいうことを重視して、一般質問はなしでも良いのかなと考えております。

○岩田委員 前回の時に私は議運の委員ではありませんでしたけれども、全協の中で申し上げましたけれども、質問権というのは、議員個人特有の権能ですから、これを侵すことはできないわけです。

ですから、各議員の判断でやることを止めることはできないと思いますので、皆さん色々意見はあると思いますし、白井市内でもコロナ感染が拡大していることはよく理解しております。

しかし、この6月議会のときには、今よりも感染が少ないとはいえ、コロナが始まったばかりで、右往左往して、市の職員がどうしていいかわからない。

そして、給付金のこととか、あれを速やかにしなければいけないだとか、あるいは、もろもろの市民からの問い合わせ等々で、なるべく職員の負担を減らすということで、議会を短くしようということからの判断だったわけで、当時私は、全員協議会の中で先頭を切って、まず全員が一致できるならば一般質問を取りやめても良いのではないかと。しかし、1人でも同意できないのであれば、それは議会として、議員個人の質問を止めることはできないわけです。

ですから、各議員の判断に任せようということで、6月議会はなったわけですがけれども、今回はあれからだいぶ経過して、職員もコロナ患者の対応がわかっています。ですので、議会として一般質問をやめるという判断は、私はとるべきではないと思います。

○古澤委員 ただいま岩田議員から、一般質問は議員の権能だというお話がありました。

確かにそうです。けれども、その権能というのは、天から与えられた当たり前の権利、自然権のようなものではないです。

ある状況において、それは権能として発揮できるのか、ちょっとの間控えるのかということ、議論されて全くおかしいことではないと思います。自然権のごとく言われるのは非常におかしいということをごここで言っておきたいと思います。

それからもう1つ、職員の忙しさの問題ですがけれども、今度はワクチンを準備して、それをどうやって滞りなく行うかという準備がありますので、決して6、9、12月議会の時のように忙しくなく、整理がついているんだというふうに見るのは、これは現状の把握が違うのではないかと思います。

○中川委員 私は、先ほどの岩田委員の考え方に賛成でございます。

議員が自ら自粛して、議員の役割を果たせるのかという本来のところに戻って、議員の発言を縛るということは、市民の声、それを市政にどう反映させるか、こういう観点から言っても大事なことだと思っております。

私は、6月議会、質問をいたしました。そういう点で、やはり、1年たって、未曾有の感染者が白井市でも膨れ上がってきている。こういう時に、市民の声を行政に反映し、チェックしていくという議会の役割はますます求められているだろうし、このことはやは

り、職員にも受けてもらいたい。この難局を乗り切っていくという考えが必要なのではないのでしょうか。

自粛することは、何ら効果がない。むしろ逆だと。こういう時こそ、議員は思い切って、市民の声をどう市政に反映させていくか。命と暮らしが求められている、こういう未曾有の経験ですから、今こそ議員はおおいに発言するべきだ。

○柴田副委員長 6月議会でも、確か千葉日報か何かで、取りやめたところ、続けたところという一覧表が出ていたような気がします。一般質問について。

あと、総合計画審議会の会長をしてくださっている関谷先生が大きなコメントを出していて、議会の権能の放棄であるというようなことも大きく書かれていたと思います。

質問をする権利を議運が止めることができないというのは事実なので、自主性に任せるしかないのではないかなと。

この状況を見て、古澤委員のように、こんなに緊急なのであれば私はやめるとか。今こそ市民の命と暮らしを守るために色々たださなくてはいけないというふうに考えれば、中川委員のように質問されるだろうし、一般質問をなくすという選択ではなく、6月もそうでした。

自主的に判断をするということで、9、12月議会同様にして、この状況を見た上で議員一人ひとりがどうするかということは、それこそ議員の判断ということで私はいいのではないかなと思います。

○血脇委員長 9、12月同様ということで。

時間のところになってしまうのですが、6月議会のときには、自粛というようなところで、一般質問の時間は、持ち時間60分というような感じでやっていました。

9月議会からは、自粛については言及しないけれども、一般質問時間を40分に短縮するというような形で対応してきたところでございます。

先ほど、私のほうで一般質問についてということに限定したんですが、質問時間等も考慮しながら議論いただけるとよろしいのかなと思います。

○田中委員 現状のコロナの感染に関しては、議員各自が当然お分かりなことだと思っております。

その中で、6月の場合は自粛することが望ましいという言葉を入れたんですけれども、現状を分かっているわけですから、すべて判断は各議員が行えばよろしいのかなと私は思います。

なおかつ、時間的な問題も含めてということであれば、9、12月と合わせて40分ということによろしいかなと思います。

○植村委員 うち、3人の議員でこれについてまだ話していないので、私の個人的な意見ですけれども、昨年の6月の議会等では、その時の状況、色々わからないことが多い中での決断だったわけで、少しずついろいろな情報とか、感染の仕方がわかってきて、それをもとに、こうしたらいいのではないかというのを議会の中でも取り入れて、前回の議会もやったと思うんです。

ここへきて、第3の山がきているということを考えますと、やはり大事なことは、感染を終息させていくということと、経済的なこと、それからもう一つ、情報という観点もあると思うんです。みんなに知ってもらうという。

そういうことから考えれば、議会の権利とかではなく、今何が大事なのかという観点から行けば、先のことはわかりませんが、今できる1番いい方法でやっていけばいいと思っております。

それが、自分としては前回のやり方、それでいいのかなというふうに思っています。時間も含めて。

○血脇委員長 皆様からの意見を聞いておりますと、一般質問は議員の判断に委ねるということと、質問時間は60分を40分に短縮して、9、12月同様でいいのではないかとこのご意見が多いのではないかとと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

○秋谷委員 私は、白井市の判断の経過を色々見ると、本来であれば自粛するのが、市民の模範を示すためにも、自分たちで決めて自粛しているんだよということを示すのであれば、私は自粛するのが望ましいのですけれども、仮に自粛を全員ができないのであれば、9、12月議会同様に、60分の持ち時間を40分、30分でもいいし、とりあえず一番重要な緊急性のある質問だけと捉えて言えば、30分、40分でもできるので、自粛、もしくは9、12月の議会同様に、皆さんの判断で、時間短縮でやるという方向になるのが良いのではないかと思います。

全員の判断がまとまるということがないのであれば、9、12月同様時間の自粛でどうでしょうか。

○血脇委員長 大半が9、12月議会と同様の一般質問の取扱いでいいのではないかとこののが大半の意見ですが、皆さんいかがでしょうか。

○石井委員 多分私だけ発言していなかったと思うので、発言させていただきます。

皆様のご意見は全部ごもっともだと思います。ただ、これからワクチンの接種の問題があります。これが、本当に市民全員に滞りなくというふうにしていくのは、やっぱり大変なことだろうと思います。

緊急事態宣言が発令されている中での議会ということでもありますし、いつもと同じというわけにはいかないと思います。

先ほど田中委員が発言されましたとおり、全議員が現状を把握しているわけですから、それを踏まえた上で、一般質問するというのは、各議員の判断に任せていいのではないかと思います。ただ、古澤委員がおっしゃったように、自粛することが望ましいというご意見もありますので、私は、6月議会のときとは同じではありませんけれども、一般質問については自粛することが望ましいが、判断は議員に任せる、でいいと思っています。

時間については、40分がいいと思っています。

○血脇委員長 自粛することが望ましいというようなことを入れて、9、12月議会と同様というような意見かと思えます。

それでは皆さん、第1回定例会については、一般質問について、自粛することが望まし

いが、議員個人の判断に委ねる、質問時間は40分とするというようなことでいかがでしょうか。

○岩田委員 自粛するべきだという人は、半分あるいは少数なんです。議運の中では、議運というのはそもそも、各議員に対して、質問の取り下げとか、自粛を求める権限はないのです。

だけれども、緊急事態宣言が発令されて、白井でも感染状況がすごいということは各議員はわかっているわけですから、自粛することが望ましいという文言は、私は入れるべきではないと思います。

○血脇委員長 自粛すべき、は入れるべきではないと。ただ、これ、議員の判断に委ねるというような文言を、一般質問については議員の判断に委ねるものとして、一般質問の時間は9、12月同様40分というような形で、自粛という言葉、非常に微妙な言葉で、捉え方が非常に難しい部分があるんですけども、皆さんいかがでしょうか。

よろしいですか。

○田中委員 コメント的には、今委員長がおっしゃったような形でよろしいと思います。その中で、この議運で自粛という言葉が再三出ておりますので、その辺も踏まえた上で、文字に起こす必要はないかもしれませんが、判断は各議員が行うということによろしいと思います。

○古澤委員 議論した結果は多数決で決めるというのが民主主義の原則ですから、それに抗うものではありませんけれども、自粛する、という文言を入れたほうが良いだろうという方ははっきりわからなかったわけですから、ここで調べてもらえますか。

一般質問は行わないという意見は多分私一人だと思うんです。完全に行わないというのは。

石井さんがおっしゃったように、自粛するという文言を入れてというような発言があったので、今、委員長がそれは少ないようですけれどもとおっしゃいましたけれども、実際に明確になれば私はそれに従いますけれども。それを調べていただけますか。

○岩田委員 報告をするときに、議運の中で自粛を求める意見があったということ添えて報告するというのでいいと思うんですけども。

ここで皆さんの発言をひととおり聞いたわけですけども、多数決を取るわけですか、ここで。

○古澤委員 多数決ではないですけども、自粛という文言は入れてもよいという人はどのくらいいるのか知りたいと思います。はっきりと。

○血脇委員長 それでは、参考として、自粛の文言を入れるか否か、これについて確認を取りたいと思います。

自粛という文言をここに入れるということは問題ないだろうという方は、申し訳ないですが挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○血脇委員長 4名。

それでは、この自粛の文言を入れたい、議員の判断に委ねるといふ、ただ、文言は入れないけれども、議運の報告を全協でするときに、自粛という意見が出たということをおし添えて、報告するといふようなことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。だぶつても結構です。

〔賛成者挙手〕

○血脇委員長 今、5名の方から挙手をいただきました。

自粛という文言はここに落とし込まずに、全員協議会の中で報告事項のところでおし添えるといふようなこと、及び、時間については40分といふことで、皆さんご異議ございませんか。

〔「異議なし」といふ者あり〕

○血脇委員長 それでは、一般質問については、その様な形で第1回定例会をしたいと考えております。

ちょっと時間もあれなんです、この2番目の、議場のスクリーンの使用開始時期といふことで、12月議会のおきに、執行部側の使用については、実は教育部局のほうからプロジェクターの使用の申し出があったのですが、今まで議運の中で、一般質問をする側のプロジェクター使用については協議されていたところなんです、執行部側の使用については協議がされておりました。

それで、12月議会においては今しばらくお待ちくださいといふことで、教育部局にお願いをして、今日に至っているところなんです、執行部側のプロジェクター使用について、皆様のご意見をお伺いしたいと思ひます。

○田中委員 使用に関しては、設備があるわけですから、それを解除してもいいのかなと。

ただし、一般質問40分となっていますので、これは一般質問でよろしいですね。であれば、執行部のほうでスクリーンを使う時間に関してだけをおし添えていただければよろしいのかなと思ひます。40分の中で、執行部がスクリーンを使ってどの程度の時間を要するのかわからないと、40分の中で、例えば1項目にまとめきれないわけですから、事前に大体10分くらいスクリーンを使って回答しますよ、といふようなお話があればよろしいかなと思ひます。

○岩田委員 確認なんですけれども、執行部側の使用については保留とした、といふことを、私初めてこの文言を見るんですけれども、執行部から、一般質問でスクリーンをおし添えてくれといふ正式な申し出があったのか、私が覚えている範囲では、執行部側がスクリーンを使う場合は、議員がプロジェクターを使用して質問するときに、いやいや、何とか議員さん、何ページのこれこれはこういふことなんですよ、といふと、議員が作ったパワーポイントを執行部が使用することについてはOKといふふうになったと思ひます。

ここに書いてあるのはどういふ意味か、私今初めて見たのだけれども、これ、どういふことなんです。

○石井事務局長 それでは、具体的に執行部のほうから、一般質問にあたってプロジェクターを使用したいという申し出がございました。その内容について、一応議員さんと同じようにプロジェクターの使用許可申請書を出してくださいということで、出していた中で、今回は使用を見送ったという経緯はございます。

その代わり、今回の一般質問にあたって、これも初めてのケースかもしれませんが、資料の配布ということで、教育委員会から資料に基づいて一般質問がされたことは、皆さん認識されているとは思いますが。

○岩田委員 もし、正式な申し出があったのであれば、市長から議長に申し出をして、そのペーパーを議運で示して、それから諮るべきだと思うんですけども、そういう正式な申し出があったということによろしいわけですね、市長のほうから。

○石井事務局長 教育委員会から議長に申出書は出ておりました。

○岩田委員 そのペーパーは示さないで議論するんですか。

だって今初めて見るんだもの。

○血脇委員長 今、その申出書を準備いたしますので、ここで休憩いたします。

再開を10時55分といたします。

午前 10時42分 休憩

午前 10時55分 再開

○血脇委員長 それでは会議を再開いたします。

今、皆様のお手元に議場資料使用申請書ということで2枚のペーパーを配らせていただいています。1枚はプロジェクターの使用について、もう1枚が番号2の方に振ってあります、配布資料についてということで2枚お配りさせていただいております。これについて経過等含めて長谷川議長の方からご説明をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。長谷川議長。

○長谷川議長 1枚目の紙ですけど11月18日にプロジェクターを使用したいということで申請書が出されております。これについては先ほど血脇委員長が説明されたようにですね、プロジェクターに関しては、議会運営委員会の方で執行部の使用についてはまだ認めていないので、ということでお断りをしています。

そのあとですね、11月27日に配布資料とタブレットの持ち込みということで申請が出されました。これについては許可をしておりますけど、先ほど岩田委員がおっしゃったようにですね、執行部の資料の持ち込みについても議運で協議した方がいいのではないかとということでございますので議運の中で検討していただきたいというふうに思っています。以上です。

○岩田委員 議場にあるスクリーンを使うかどうかというのは、一般質問で使うかどうかということは、議員がですね、申請書がありますけども、この申請書は議員に対してプロ

ジェクター、いわゆるスクリーンを使うかどうかということをごです、議運で審議をしてそれではやってみようということで、まだ検証はしていないわけですよ。

私がさっき話したのは、執行部側の方のほうもですね、一般質問の回答としてプロジェクターを使用したいと、そういう正式な申し出があったかどうかと聞いているんですけど、これは単なるですね、担当部局が使用申請書を出している訳であってね、そもそもこれを執行部が出すこと自体、私はいかがなものかと思っているんですけど。正式な申請というのはなかったのですかね。正式な申し入れが執行部側からある前に、こういう申請書を受け取ったということなんですかね。確認なんですけど。

○血脇委員長 石井事務局長。

○石井事務局長 教育長の方から口頭で依頼がございました。それを受けまして、それでは申請書をあげてくださいという形で出してもらったものが今、お手元にあるものでございます。以上です。

○岩田委員 そもそも論になりますけども、議会、議場はですね、議長の議事整理権で行うわけですけども、一般質問に関しては各議員がですね、質問権、質問をするわけですね。そのなかでどういった方法でやればいいのかということで、議長の許可を得ながらパネルを使ったり、それから資料を配布したり、それから昨年度からは、今年度だったかな、今年度からは、スクリーンを使ってプロジェクターで投映をして、より分かりやすくですね、質問するというのを認められてきたんですね。

しかし、では我々が一般質問に対して、執行部側の方からですね、資料とかパネルとかあるいはスクリーンを使って回答をしたいという意向があるならばですね、正式に市長の方から議長に対して申し入れをするべきだと私は思うんですけど、そうじゃないんですかね、この議会は。

○血脇委員長 石井委員。

○石井委員 そもそもその議場の資料使用申請書、この形式をこの議運で練った時には、議員が資料、プロジェクターやなんかを使う場合の申請書として、どういうものかいいかということで、みんなで考えたと思うんですね。そのときには、さっき岩田委員がおっしゃったように、プロジェクターを議員が使うのは、あくまでも自分の一般質問のときに、よりわかりやすく、地図や何かのこともありますから、わかりやすくするために使おうという話で、そのときには、執行部がそれとは別に、議員が出した資料とは別に執行部が資料を出そうとするなんてことは想定していなかったんですよ。我々。自分たちのことしか考えてないですから。まさか、執行部がこの間みたいに、教育委員会としてはこういう資料を皆さんにお示ししたい、なんていうことをですね、言ってくるとは思っていませんでしたので、想定していなかったもので、執行部が資料を使うために申請書なんて言うのは、さらさら考えることもなかった訳ですよ。

そういうことがあるのであれば、事前に市長から議長の方に申し入れがあるべきだといふのであれば、それは綿密に一般質問の打ち合わせをしない限り、可能ではないと思うんですね。やっぱり議員さんそれぞれですけども、まったく打ち合わせなんかをしないで通

告だけ出してやる場合もありますし、そうすると執行部の方もいろいろ、こういうふうにご答えようということを示す中で、これは資料で示した方がいいのではないかということが出てきたりするのかもしれないんですよ。そうするとこれ、質問の2日前という風に決められていて、それに間に合うかどうかというところもあるんだろうと思いますけど、なかなか、執行部がこの申請書を出す、許可をもらうというのは難しいのではないかと思うんですよ。だからあえて今日、こういう議運の中でどうするという話をしているので、まあ、起きてしまったことは起きてしまったんですけども、まあ、今後どうするという話にしていけないといけないのかなという風に思いますけど。

○血協委員長 今、石井委員言われたようにですね、想定外のものが12月議会に来たというのが現状です。その中で、先ほど議長から説明があったように、議運の委員長である私と副委員長も含めて、プロジェクターの使用については今回は見送ってもらうというような結論を出して、見送っていただいたところです。今後、本当にどうするかと。

先ほど岩田委員からもあったように、一般質問に対する資料というようなあれで、今後どのように取り扱っていくかというのは、議運で決めていかなければならないのかなと考えております。で、今ここですぐ結論というのはたぶんでないと思いますので、これについて申し訳ないのですが、執行部側のプロジェクターの使用ですとか、そういうもの、各会派等を含めた議員各位の意見を聞きながら、この先、方向性を出していければいいのかなと考えております。

申し訳ございませんが、この件について、現時点、保留の扱いにさせていただいてですね、なるべく早い段階で皆さんでまた協議をしていただいて、方向性を出したいと考えておりますが、皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。古澤委員。

○古澤委員 ひとつだけ、ちょっと質問があるんですけど、先ほど、議運の委員長と副委員長でこの申請書の取扱い、決めたとおっしゃいましたけども、そのときに議長はどのような判断をされたんでしょうね。

○血協委員長 一緒です。柴田副委員長。

○柴田副委員長 プロジェクターを使いたいということは議長からは口頭でそういう話があって、そんな話今まで、想定外だからそれはお断りしたほうがいいんじゃないですか、というやりとりを。だから、この紙は今日初めて見たので。口頭でしか。話はそこで。

○血協委員長 古澤委員。

○古澤委員 やり取りはわかりましたけれども、議長は、委員長と副委員長に聞いた訳ですよ。議長自身はどのようなお考えだったんでしょうか。そのときに。同じお考えだったんですか。

○長谷川議長 先ほど私が答弁したようにですね、執行部のプロジェクター使用については議運で決定をしていないので保留にさせていただきということで申し上げます。

○血協委員長 それでは、この件、執行部側のプロジェクターの使用ですとか資料の配布、これについて誠に申し訳ないのですが、議運の委員の皆様、持ち帰って会派等各議員の意見を聞いていただいて、再協議をしたいと考えております。

皆さんよろしいでしょうか。それではそのように。長谷川議長。

○長谷川議長　そうしますと、想定外のこともありますけども、今回、一般質問に関して、このような申請があった場合は保留ということで執行部にお答えしてよろしいということですね。

○血脇委員長　岩田委員。

○岩田委員　そもそもですね、先ほど言いましたけれども市長から正式な申し入れがあったんですか。つまりこの申請書というのは担当職員ですよ。

普通であればですね、執行部側にもですね、一般質問の答弁として資料とかですね、スクリーンを使いたいという、まず申し入れがあって、それから議論するべきだと思うんですけど何もなくて協議をする訳ですか。何も申し入れがないわけでしょう、執行部側から使いたいという。担当職員からの申請書2枚、示してもらったんですけど、執行部側がするですね、例えば議案説明とか全協でのいろいろな説明で使いたいというのであればね、解りますよ、それは。一般質問の回答、答弁として資料とかスクリーンを使いたいのであれば、まずこの申請書を出す前にですね、市長部局から議長に対して正式な申し入れがあってから、それからどうするかという、話し合うのが筋だと思うんですけども。

もう、それは正式な申し入れがあったということ的前提に協議をするということですよ、いい訳ですか。

○血脇委員長　古澤委員。

○古澤委員　それも含めて、各会派がどう考えるかということを出せばいいんじゃないですか。

今、ここで収斂、意見をまとめることはできないでしょ。

○血脇委員長　今ここで意見はまとまらないと思います。で、岩田委員のおっしゃっていることも非常によくわかります。もし、プロジェクターの使用ですとか、そういうものがあつた時には、きちんと執行部側から申し出をしっかりとさせていただくとか、そのようなところも議会運営委員会の中で今後どうするかということで、協議・検討していくべきだろうと考えております。

今回、ちょっとイレギュラーで、このような形になってしまっているんですが、今後どうするかというのをまず、先ほど申した通り、委員皆さんの意見もございます。それから議運の委員以外の皆さんの意見等も聞きながらですね、方向を導き出せばと考えておりますので、岩田委員よろしいでしょうか。

それでは申し訳ございませんが、そのような形で執行部側のプロジェクターの使用及び資料等の配布について、皆様の意見をお聞きいただければと思いますのでよろしくお願いたします。

それでは時間もあれですので、次、今、この表の1番、2番についてはちょっと保留ということで、3番もOKになりました。ここで、ある程度すぐ結論が出せるであろうという部分と思っている4番、議場の離席について、第1回定例会どのように扱うかということで皆様のご意見をお伺いしたいと思います。石井委員。

○石井委員 4番については、同じで良いと思います。6月議会、9月議会、12月議会全部同じだったわけで、それに倣っていいと思います。

○血脇委員長 賛成という意見も出ておりますので、4番、議場の離席については、今までどおりの対応ということで皆さんよろしいでしょうか。

それではこの4番については、従前どおりの対応をさせていただくということで決定させていただきます。

続きまして、ちょっと飛びましてですね、8番、資料の請求方法ということで、6月議会、資料は議案を所掌する委員会ごとにまとめたものを議長から請求すると。これは、従来通り委員からの請求とすると。これについて皆様からの、議案に対する資料請求についてはいかがでしょうか。岩田委員。

○岩田委員 従来通り、特にですね、今回予算も関わって、多分予算審議もこれからの話になるでしょうけども、委員会ごとにやるのであれば、やはり資料も多くなりますんでね、委員会ごとに請求するのがいいと思います。

○血脇委員長 賛成という声も聞かれました。それでは8番、資料の請求方法も従前どおり委員会とするとということでよろしいでしょうか。

それでは、8番もそのような対応を第1回定例会もしていくということで決定させていただきます。

続きまして、その下の9番、水分補給についてということで、このあたりについて皆様からのご意見をお願いします。岩田委員。

○岩田委員 今、議長の計らいで時間が40分ぐらいで休憩は言ってますのでね、議会中についても議員は離席を可としています。

水分補給のボトルをわざわざ議場におく必要もないのかなと私は思っているのですが、どうでしょうかね。

○血脇委員長 今、議場の入口のところにテーブルを置いて、そこにペットボトル等を置いておくところですけど、休憩時間をまめにとるようにしているのでその必要もないのではないかなというご意見だったのかなと思いますが皆さんいかがでしょうか。石井委員。

○石井委員 夏場と違って、今、冬場なのでこれはなくともいいかなと思います。

○血脇委員長 夏場ということで6月議会、暑い中で水分補給もということで議論された部分、検討された部分があったのですが、今のこの季節柄、それはなくともいいんではないかなというご意見だったのかなと思いますが、皆さんご意見いかがでしょうか。古澤委員。

○古澤委員 私はどっちでもいいなと思っているのですが、ただ、今使っていらしゃる方が2、3名いらっしゃるということも事実で、いらっしゃる限りなくすほどの弊害も何もなくはないと思うので、別にまた夏が来ればこれが復活するのもかもしれないし、このままでも何ら弊害がないのではないかなとは思いますが、どちらでもいいんですけど。

○血脇委員長 では、そのまま継続ということで、皆さん水分補給については今まで通り

議場の入口のところにテーブルを置いてそこにペットボトル何なりを置いて対応していくということでもよろしいでしょうか。

それでは、9番、水分補給についてはそのようにさせていただきたいと思います。

続きましてですね、ここまではある程度短時間で結論が出るかなと思っていたところですが、5番、6番、7番それから10、11、12という部分について、特にこの審議方式、6月の議会については委員会付託しないというような形でやって、9月、12月については、委員会付託をしたというような、議案質疑についても6月議会は委員会付託をしなかったことによってですね、質疑については事前通告制をとって、締切は開会日の2日後の正午までとするというようなかたちでやっていたところですよ。

で、この会期についてと着席での発言と。前回は、着席で発言していたところがございます。11番、陳情の取扱い、それから12番、議席のローテーションというようなところがあるのですが、これについてはですね、各議員、各位の意見も含めてですね、協議をしたらいいのかなと考えるところですが、皆さんいかがでしょうか。石井委員。

○石井委員 まず、5番なんですけど、審議の方式について、これ委員会付託するかしないかという話ですよ。私、これはここで決めていいんじゃないかと思うんですけども。

○血脇委員長 それでは、今、ここで委員会付託をするかしないかということは、ここで決めてもいいんじゃないかということなのですが、ここで、これについて協議をするということでもよろしいでしょうか。

それではこの5番、審議方式について皆様からのご意見をお願いいたします。岩田委員。

○岩田委員 今度予算が入ってきますよね。この予算を本会議方式にするのか、或いは特別委員会を作って全員でやるのかとかですね、或いは今まで通り各常任委員会でやるのかによってですね、変わってくると思うんですけど。

で、今まで通り常任委員会ごとによいですね、予算をやるのであれば委員会方式にすべきだと思いますけども、ただ、議案に関してはどのくらいの議案が出てくるかわからないのでね、それ以外の。まあ、議案に関しては本会議でもいいかなとは思っています。ちょっとまとまらないですけども。

○血脇委員長 石井委員。

○石井委員 私はですね、この審議方式については今までどおり委員会方式で良いと思っています。

今回は予算が入ってきますから、例年どおり予算の審議も委員会ごとという形で、この6月議会の時にはね、本当に委員会付託を行わなかったから、いろいろと変わるところがありましたけど、9月議会、12月議会は委員会方式でやりました。で、委員会方式でやった方が、やはり委員会の中でかなり細かく審議が出来ましたし、やっぱり委員会方式の方がいいなと思ったところです。

なので3月議会についても従来通りの委員会方式で、予算についても大きく形を変えるわけではなく、今までどおりの委員会方式で良いと思っています。以上です。

○血脇委員長 今までどおりの委員会方式で良いのではないかと。予算も絡むので予算も

ちゃんと委員会方式でやるということで、従前どおりでいいのではないかというようなご意見ですが、皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、第1回定例会については、審議方法については委員会方式とするということで決定させていただきます。

これが決定したということは、次、6番もすぐ出せるかなということで、議案の質疑について9月議会から大綱的質疑、総括質疑ともに従前どおりとするということですが、これについて皆さんご意見は。岩田委員。

○岩田委員 通告の締切が、開会日の2日後の正午とすると。たぶん、一般質問の初日の正午だと思うんですね。

だけでもそれがですね、何でそれ正午にしたのか判らないけども、例えば10時までとかね、或いは5時までとかね。それ正午と言ったら中途半端ではないですか。一般質問をやっている人が例えば伸びる可能性があれば12時を、正午を回る場合もあるわけですよ。あるいは一般質問を出そうかどうかやってやっている人が一般質問の最中にそのことも考えるかも解らない訳ですよ。

だから正午というのが、例えば2日後の10時までとかね、或いは5時までとかね、私は変えた方がいいと思います。

○血脇委員長 今、岩田委員の方から、正午という時間が非常に、一般質問の初日なんて中途半端というか、という部分もあるんでこれを10時とかあるいは17時とかに変えた方がいいのではないかというようなご意見ですが。石井委員。

○石井委員 この点についてはですね、以前話し合ったことがあるんです。

大綱的質疑にしても、総括質疑にしても特に予算とか決算のときなんかと同じなんですよ、これ。で、これ一般質問の時にこの締切は早いよねとかって話も出たんですよ。それで1回話し合いの俎上に乗りました。そのときに執行部側の方からどうしてもこれできないと準備ができないという話があったように記憶しています。ちょっと私の記憶が間違っていたらごめんなさい。で、要するに日にちを変えることはできないというような。こちらからの思いだけではダメなわけですよ。執行部の準備がありますので。

なので、それを執行部に確認した経緯があったと思います。

ただ、今、岩田委員がおっしゃったように正午というのは、やっぱり一日のうちの真ん中というのはどうなのという部分でね、10時とか5時にしろという話だったら、もしかしたらできるのかもわからないので、これはここで決めづらいかなと思います。ちょっと執行部と確認した方がよろしいのではないかと考えています。

○血脇委員長 岩田委員。

○岩田委員 むしろ早めるのであればね、大綱的質疑とか総括質疑は、あらかじめ考えてるでしょうから、一般質問やってる最中に考えたわけではないでしょうからね。

であるならね、10時でもいいんじゃないでしょうかね。正午というのはどう、何で正午なのか意味がよくわからないんだけど。

○血脇委員長 石井事務局長。

○石井事務局長 岩田委員さん、心配されているようにですね、一般質問されている議員さん等ですね、お1人目の方が終わった後に、休憩中に出せるというメリットも現状あります。

もちろん10時に出していただく、議場に入る前に出していただく方もおりますし、最悪、お1人目の質問が終わった段階まで猶予があるというところで、今、運用しております。以上です。

○血脇委員長 岩田委員。

○岩田委員 局長ありがとうございます。

ただね、やっぱり一般質問は大事なので、自分の質問ではなく人のね、ほかの議員の質問もやっぱり注視してしっかり聞くべきだと思うんですね。そういう意味では、1人目の一般質問が終わった後に出そうという気持ちも、少しでも時間に余裕をもってという気持ちもわからなくはないですけど、10時なら10時と決めてしまえばそれで済むわけですから、私は正午とか11時とかいうよりも10時と決めた方がいいと思いますけどね。

○血脇委員長 岩田委員の方から、これ、日にちを変更する訳ではなくて、3日前にするとかあるいは、1日前にするとかではなくて、2日前の今、正午になってるけども、これを10時という時間にしてしまうのも、してしまった方がいいのではないかというようなご意見ですが皆さんいかがでしょうか。

ご意見はございませんか。柴田副委員長。

○柴田副委員長 実態見ていると、例えば初日に一般質問当たっちゃってて、かつ、大綱的とか総括とか考えているという人は非常に一般質問、あくせくやるのですごく時間がタイトになってしまうというか、できなかったとかね、そういうのはたぶんあると思うんです。自分もそういう経験あるし。

だから10時に決められちゃうと初日の人がかわいそうかなという気がするので、逆に5時がいいかなとかは、思ったりもしました。

○血脇委員長 10時じゃなくて、逆に5時がいいんじゃないかということなんですが、ちょっとこれ、例えば約5時間遅れるわけですよ、これ、執行部サイドとするとどうなのかというのは、局長、お答えできますか。石井事務局長。

○石井事務局長 やはり、かなりタイト、執行部の方がタイトになってしまうかなというところがあります。

現状ですと、お1人目の一般質問が終わった段階で総括出てますかというところに確認をとって、そこで実質12時締切という形になりますので、およその判断がついて、執行部の方も市長協議等を踏まえて答弁に臨みますので、ちょっと12時過ぎるといのは厳しい、ここではちょっと決められないかなというところではございます。

○血脇委員長 執行部サイドとしては、ちょっと遅らせてしまうと、という部分も懸念されるというようなことかなと思うのですが。皆様いかが。古澤委員。

○古澤委員 私も最初はその日のうちの5時でいいかなと思ったんですけど、5時に出されるともう退庁時間ですから、まあ、残業するにしても1日は次の日からと同じになっち

やいますよね。

そう問題がないのであれば、今までどおりでいいのではないかと思います。

○血脇委員長 5時にするとちょうど退庁時間に近くなる部分もあるから従前どおりの12時という、正午ということで良いのではないかというようなご意見ですが、皆さんいかがでしょうか。

植村委員いかがでしょうか。

○植村委員 今までどおりでいいのかなと。

○血脇委員長 今までどおり12時ということで。

○植村委員 1時ならいいんじゃないですか。

○血脇委員長 皆さんいかがでしょうか。今、1時というような意見も出たのですが、こんなことを言うとあれですけど、1時間だったらまあ、執行部の方もそんな、あれかなと思うんですが。じゃあ、私の方からあれですけど、皆さん1時というご意見が出たところで、なんとなく皆さんの雰囲気、首を縦に振っているようなところも見受けられたんですが。今まで12時だったものを、正午という時間だったものを1時というような昼休みの時間を、準備もできるということで、1時ということで皆さんいかがでしょうか。

○伊藤副議長 これ、そういうふうな時間にすると、今度事務局の方が昼食をとる時間がないよというような問題も発生するんじゃないかなと私は想像するんですけど。

○血脇委員長 古澤委員。

○古澤委員 やっぱり従来通りにしましょう。いろんなところの状況を考えたら。

13時じゃあ、今、伊藤副議長がおっしゃたような状況も出てくるし。

○柴田副委員長 10人も20人も出るとは考えられない状況ではありますが、受け取ってから事務局はどういう苦勞をされているんですか。事務局から執行部の方にすぐ流す、そこまでですか。

○血脇委員長 石井事務局長。

○石井事務局長 締め切った段階で通告書という形で議長名で通告する形をとっております。

だいたいその日の午後には担当課、例えば予算関係で言えば財政課が窓口になっていきますので各課に振り分けして照会をかけてという形になっていますので、その日の午後には執行部の方は準備に入っております。以上です。

○血脇委員長 ちょっと1点確認なんですけど、今、12時ですよ。で、12時に受け取ったものをやっぱり昼休みの時間を使ってある程度事務作業をされているというような。

○石井事務局長 正式な通知はですね、12時を待ってという形で対応させていただきますが、事前にあがっているものについては、早めに執行部の方に準備できるようにコピーは渡しております。

○血脇委員長 もう一つ確認です。例えば今、13時というような意見が出たんですが、13時、確かに昼休みの時間にあたってしまうというのがあるんですけど、このあたり、事務局はかなり負担になる部分というのは。ちょっと確認で。

○石井事務局長 質問をお受けして受付印と番号をとるだけですので、内容をそこで確認するということはよっぽどのがない限り、しませんので、負担としてはそんなに大きくないとは思っております。

○血脇委員長 昼休みの時間を変な風に拘束するのもどうかな、とは、もちろん思いますけども、12時という時間であっても、どっちにしても昼休みの時間に入ってしまうというようなところがあるのかなと思うんですが、そのあたりを加味して皆さんいかがでしょうかこれ、従前どおりの12時、或いは伊藤副議長から昼休みの時間というのがあったのですが、13時という部分。石井委員。

○石井委員 我々は、働き方改革を頭に入れておかなければいけないし、公務員の皆さんに昼休みに仕事をしろとは言えないわけですよ。

だから、1時にした場合にもしかして12時15分に一般質問が終わったら、それからばたばたと質問を出そうという方が万が一、2、3人いたら、やっぱりそれで昼休みはつぶれるわけですよ。だから私たちの形としては、私たちの姿勢としては、やっぱり正午までという風にして昼休みに公務員を働かせるようなことはしないというふうな姿勢がいいと思います。

○血脇委員長 昼休みに働かせるようなことさせない。であれば、この12時という時間もちよっと考えたほうがいいのかと思うなくもないんです。だったら10時にした方がいいのかなというような考えもあるのかなと思うんですが、皆さんいかがでしょうか。

○古澤委員 今、局長にね、負担ですかどうですかって委員長が聞かれましたけども、当事者に聞くと、きっと答えにくいことだと思います。あれ、何で聞くのってちょっと私思ったんですけれども。

それは、一応もう、12時までに出たものを、お昼休み抜かして1時からするかどうか、それはもう事務局の方の判断ですから、一応休みは休みで12時にして、1時という説は取り下げた方がいいのではないかと思います。

○血脇委員長 岩田委員。

○岩田委員 ちょっと皆さんが言っている意味がよくわからないのですが、正午から13時までには昼休みですよ。だから正午に出したら昼休みを使って動いちゃうんじゃないですかね。13時に出せばそれから動き始めるわけですから、昼休みは使わなくて済むわけですよ。我々は昼休みを使って、何で13時が12時の方が職員が動かなくて済むというのが、よく意味がわからないんですけど。

○古澤委員 12時までとすれば、受け取りは12時までで済むわけでしょう。その後の処理を何時からするかというのは、それはもう任せればいいことです。お休み時間を使ってもやらなければいけないものなのか、1時まで待ってやるのか、そこはこちらが考えなくていいことだと思います。1時までとすれば、12時から1時までというお昼休みの間に出す方が何人かいて、マックス十何名くらいいるかも知れません。まあ、わからないですけどね。マックスになれば多い可能性もありますよ。そうなれば、お昼の時間が休憩じゃないものに使われるということになるので、という考えです。

○血脇委員長 岩田委員。

○岩田委員 我々議員はね、それは別に昼休みを使ってやってもいいわけですから、13時までにして、大綱質疑、総括質疑が増えるということはね、それは議会にとっては好ましいことではないですか。何でそれ、質疑が増えるから13時じゃなくて12時にするのか、意味がなんかよく意味が解らないんですけどね。

○古澤委員 議会から総括質疑が増えるのは別に、喜ばしいことかもしれませんが、12時と1時の間をどう扱うかという問題じゃないんですか。事務局の方の休みとしてそこをきっちり取るか、取るとしたらやっぱり12時から1時の間はとった方がいいでしょう。1時までという風にしたら、12時から1時までの間は事務処理をしなきゃいけないわけですから。

○岩田委員 12時から13時までには休んでもらわなければいけない訳でしょう。ですから、13時までにするれば13時から動いてもらうわけだし、事務处理的にはそんなにかからないということですから、そのまま担当部局に回せばいいわけだから。何で12時にして12時から食事をするかどうかは自由だから、それをやれという、よく、いまだに理解できないけども。

○田中委員 そんなに時間かけてね、検討する事項じゃないと思ってます。はっきり言います。13時までと言ったら、13時になったらだめなんですよ。「まで」なんですから。13時。であれば、あえて正午というのを変える必要は、何にもないと、私は考えています。結構長く、同じようなお話をしていますけども、簡単に済ませることは簡単に済ませませんか、という考えです。

○血脇委員長 賛成というような意見も聞こえてまいりました。従前どおり、正午、12時とするということで、皆さんいかがでしょうか。

それでは、従前どおり、6番ですよね、一般質問の初日の正午とするということでご異議ございませんか。

それでは、そのように対応させていただく方向で進めます。

今5番、6番が終わりました。会期日程については、7番、会期日程については、委員会付託を省略しないというようなものが決定しておりますので、これについては事務局の方で日程の案をまた作成していただいて、それについては、定例の議会運営委員会の中で協議をしていただきたいと思います。次、10番、着席での発言についてということで、これについて皆様からのご意見を伺いたしたいと思います。何かございますでしょうか。田中委員。

○田中委員 一般質問にしても、議案の討論にしても、何か着席でやっていることに違和感がちょっとありまして、特に討論なんかは起立でやるべきじゃないな、やったほうがよろしいのかなという感じはあります。一般質問にしても、一般質問席から少し離れてますよね、前にいらっしゃる方が、要は執行部席が。執行部側も、発言される方はだいたい一列目の方だけかな、2列目ってありましたっけ。でも、できる範囲、起立での発言を。録画で見たんですけど、ちょっと、座って偉そうに見えて。立って発言したいなという感じ

はありました。

○血協委員長 石井委員。

○石井委員 この着席での発言については、高いところから飛沫が、というのがあって、議員も執行部も着席でやってみようということで、これはちゃんと検証しようということで始まりました。

私も12月議会を見ていて、議員にしても執行部にしても着席して発言するのは、あまりよろしくないなという風に思いました。特に議員さんの一般質問なんかについては、どこで画面を執行部に切り替えるのかというのが非常にわかりづらくて、画面操作の方も苦労しているなというのが見て取れましたし、画面操作をするために今まで使ったことのない言葉で、質問をいたします、とか、お伺いいたします、とか、使ったことない言葉を使った議員さんもいらっしゃるんじゃないかと思うんですね。そういったことを考えると、やはり今までどおりマスクをきちんとしたうえで、立って発言する方がいいと思います。

○血協委員長 田中委員、石井委員の方から、立って発言した方が委員のではないかというようなご意見がありました。石井事務局長。

○石井事務局長 それでは、12月議会の中で初めて着席しての発言ということをやったのですが、それに関して事務局の方にお1人の方から電話が入りまして、何で座ってやっているんだということで、ちょっとその方は、立ってやれというような意向だったのかなと思いますが、1件、そういったお叱りのお電話をいただいたことはございます。以上です。

○血協委員長 1件、着席しての発言に対して苦言が呈されたということがあったという。で、今、石井委員、田中委員の方から着席ではなくて、起立して発言をした方がいいのではないかというようなご意見がでましたが、皆さんいかがでしょうか。柴田副委員長。

○柴田副委員長 着席していたからマスクを外していいかということとそうではなくて、立っていても座っていてもマスク着用ということは、もうみんなしていることで、だから飛沫防止といってもマスクをしている以上、立ってもそんなに飛沫が飛ぶということも私はないと思うので、今までに戻したらどうでしょうか。

○血協委員長 今までどおりというか、着席ではなく、やっぱり起立して発言する方向に戻したらどうだというようなご意見が多いような感じを受けるんですが、皆さんいかがでしょうか。秋谷委員。

○秋谷委員 議員の方からはともかく、執行部の方の発言が、誰がやっているのかというのが最初戸惑うことがあるので、今どこの部長さん、ということもたびたびあるんで、できれば今までどおりというか、立ってやってもらった方が分かりやすくいいと思います。

○血協委員長 秋谷委員の方からも、立って発言をした方がいいのではないかというような。皆さんいかがでしょうか。第1回定例会からは、また元に戻して、起立して発言をするということでご異議ございませんか。

それでは、この10番については、第1回定例会から起立による発言にするということでご異議ございませんか。それではそのように対応させていただく方向で進めます。

続きまして、もう時間も押してきております。午後、ほかの会議もあるようですので、今この着席での発言まで方向性が出たところです。11番、市内陳情の委員会陳情者不在審議についてというのと、あと議席のローテーション、このあたりについて、議席のローテーションについては、前回の全員協議会で概ね皆さんの意見を聞いて、方向性が見えているところなんですけど、これについては次の議会運営委員会の中で協議をしたいと考えております。よろしいでしょうか。

それではこの議題1にあります、感染症対策に関わる12月議会の対応の検証についてを終わりにさせていただいて、続きまして、2番。中川委員。

○中川委員 すみません。ずっとはじめに戻るのですが、1番のところで一般質問の取扱い、もうすでにだいぶ時間、論議していただいて、その時に私、失念していたのが、3番の一般質問の質問時間、1と3を同時に論議しているという意識がなくて、1番だけ、時間とは別でどういう形でやるかと、自粛するかしないかとかいうところで意見をひとつ、もう決定したことですけども、あらためて、私は一般質問の質問時間は、40分ということになってますね、9月、12月。6月は1時間で議員の判断に委ねる。6月の原則を今後の3月も貫いていくべきだということで、もうこれは、1番終わったところですが、私の意見としてはそれが言い漏れたということで、その部分だけ訂正させて、補足させていただきたい。

○血脇委員長 わかりました。第1回定例会については先ほどもう決定したところがございますので、次、第2回定例会の時にまた、その辺を、コロナがどんな状況になっているのかにもよりますけども、協議をしたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは次に参りまして、議題の2番、議会運営委員会での検討する事項についてということで、皆様のお手元のところにですね、議会運営委員会での検討する事項ということで、A3の表が配られているところがございます。その中の「A」にランク付けされているところはもう概ねですが、そのあとまだ残っているものがございます。ある程度早い段階で協議・検討しなければならないものがあります。

このBですね、議長・副議長選挙に関する反省・改善の話し合いということで、これが検証、前回、議長・副議長は初めて選挙というような方式を、立候補して選挙というような方式をとったところですが、これについて協議を進めなければならないと感じておりますので、ここにつきましてはですね、これはお持ち帰りいただいてですね、各会派等の各議員の方々のご意見を聞いていただいてですね、あらためてこれについて検討を開始したいと考えておりますが、皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。

それではこの議題の2番、議会運営委員会での検討する事項について、このBランク、ランクをBにしてあるものについて、繰り返しになりますが、議会運営委員会委員以外の議員の皆様の意見を聞いていただいて、あらためて議会運営委員会での協議・検討したいと思います。どうぞ皆さんよろしくお願ひいたします。

それで、次、議会運営委員会、要するに検討事項について、いつ開催したらいいかなと考えているところですが、皆様もしお手元にスケジュール表がございましたらですね、こ

ここで次回の議会運営委員会、もちろん15日に臨時議会のための議運が開催されるんですが、それとはちょっと別途ですね、議会運営委員会を、開催を考えているところです。できれば、なるべく早い段階で開催したいと考えておりますが。日程の調整、ここで諮れば。岩田委員。

○岩田委員 スマホ見ても良いでしょうか。

○血脇委員長 スマホに今いろいろと、スケジュール入っている人もいますのでスケジュール確認のため、スマホ。石井委員。

○石井委員 日程表持ってきてないんですけど、15日の議運は9時半からで全協が10時からですよ。15日の午後はだめなんです。そこを確認させてください。

○血脇委員長 15日の午後に議運を開くということですか。すみません。ここ、局長ともちらりとお話をしました。今日、12日です。15日まで中2日しかないんです。ですから議員皆様の意見をとるのはちょっときついかな、なんてところですね、15日も頭の中に入れてはあったのですが、中2日ですと議員皆様からの意見を聴き取るのは、ということであれなんです。もし15日で皆さんOKであれば15日に調整を図れなくはないかなと思いますが。石井委員。

○石井委員 15日は全員協議会で全員集まりますからね、お昼休みを使ってもいいですし、こういう話し合いつつトントントンってやないと、というところもあるじゃないですか。なので私は15日に会派で意見調整できるなと思ってはいるんですが、他の会派はいかがですかね。

○血脇委員長 これ会派だけじゃなくて個人の方もいらっしゃいますので、そのあたりは意見をちょっと聞かないといけないのですが。15日に午前中、全員協議会があるんで、議員皆さん集まるんで、その時に今回のこの各議員の意見を確認するという作業ができるのではないかと。であれば、議運を開催することが可能ではないかという石井委員からの意見ですが、皆さん15日の午後というようなスタンスはいかがでしょうか。田中委員。

○田中委員 こういうような時期なんで、石井委員がおっしゃったように15日の午後、ここに賛成したいと思います。

○血脇委員長 15日の午後のご予定は、皆さんいかがでしょうか。何か会派であればですか。

○岩田委員 できればほかの日にちの方がいいんですけども、皆さんの総意がそうであれば、ですけども。ちょっと。

○血脇委員長 古澤委員。

○古澤委員 その日にしか集まらない会派もあると思われまして、始まりを2時とかにしたらどうかなと。1時間か30分、昼休みに相談する時間をとれば、開始を少し1時半より遅くすればできるのかなと思いますけど。

○血脇委員長 時間の方は後ほどあれですけど。15日の午後、皆さんご予定は大丈夫ですか。それでは次回の議会運営委員会、検討事項については、15日の午後ということで調整をさせていただきます。

時間については先ほど古澤委員の方から、ちょっと時間的に余裕を持った方がいいのではないかというようなご意見がございました。例えば1時からではなく、1時30分にするとか、14時するとかですが、皆さんいかがでしょうか。13時30分くらいで如何でしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局の方は大丈夫でしょうか。事務局の方も対応できるということですので、15日13時30分から検討事項について議会運営委員会を開催させていただくということでご異議ございませんか。

それでは、左様決定させていただきます。それでは、議題の2、議会運営委員会で検討する事項についてを終わります。続きまして議題3、その他についてを議題といたします。その他について、議員皆様からなにかございますでしょうか。よろしいですか。柴田副委員長。

○柴田副委員長 15日に協議するのは、この議運でペンディングになっている議長・副議長選に関する件のほかに、3月議会の対応について決めきれなかった部分、議席のローテーションと市内陳情のことも話をするんですか。じゃあ、この3つ。

○血脇委員長 委員皆様から何かございますか。よろしいですか。

議長から何かありましたらお願いをいたします。

事務局から何かありましたらお願いをいたします。

無いようですので、本日の議題はすべて終了いたしました。よって、第1回議会運営委員会を閉会いたします。慎重なるご審議を賜りありがとうございました。

午前 11時53分 閉会